

大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援補助金交付要綱

(目的)

第1 スポーツ合宿を誘致することにより、地域住民の競技力向上に資する機会を提供するとともに、交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、大船渡・住田定住自立圏（以下「定住自立圏」という。）域内のスポーツ・体育施設及び町内の宿泊施設を使用して合宿を実施した場合に要する経費に対し、予算の範囲内で、住田町補助金交付規則（昭和37年住田町規則第6号）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助対象者)

第2 補助金の交付の対象となる者は、定住自立圏域外の学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校（幼稚部を除く。）、大学及び高等専門学校をいう。）の児童、生徒又は学生及び指導者で構成するスポーツに関する活動を行う団体（以下「スポーツ団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3 補助金の交付の対象となる合宿（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

(1) スポーツ団体が、スポーツ技術の向上を目的に、定住自立圏域内のスポーツ施設（大船渡市スポーツ施設条例（昭和53年大船渡市条例第14号）に定めるスポーツ施設（大船渡市体育センターを除く。）、住田町体育施設（住田町体育施設の設置及び管理に関する条例（平成10年住田町条例第7号）に定める施設）及び住田町運動公園（運動公園の設置及び管理に関する条例（昭和60年条例第6号）に定める施設（緑地広場、ふれあい広場、その他附属施設を除く））、その他町長が認める施設をいう。）を使用して行う合宿であること。

(2) 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条に規定する旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を営む町内の施設に宿泊するものであること。

(3) スポーツ団体の宿泊日数が連続して2日以上であり、かつ、宿泊者数が延べ20人以上であること。

2 前項の規定にかかわらず、大船渡市及び町の他の補助金の交付を受けて行う合宿その他町長が補助金を交付することが不適当と認める合宿は、補助対象事業としない。

3 同一年度内に同一のスポーツ団体の合宿が複数回行われる場合は、そのうちの1回に限り補助対象事業とする。

(補助金額)

第4 補助金の額は、延べ宿泊者数に2,000円を乗じて得た額とし、20万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするスポーツ団体（以下「申請者」という。）は、大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援補助金交付申請書（様式第1号）を合宿開始の14日前までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6 町長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容を大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第7 申請者は、補助対象事業が終了したときは、大船渡・住田定住自立圏域スポーツ合宿支援補助金実績報告書兼請求書（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

2 申請者は、宿泊した宿泊施設を代理人と定め、補助金の受領に係る権限を委任することができる。この場合において、申請者は、委任状（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8 町長は、第7の規定による書類を受領したときは、当該書類を審査し、事業の内容が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金を交付するものとする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。